

9-6 企業倫理・企業行動規範の浸透・定着状況をチェック・評価する。

《基本的な心構え・姿勢》

コンプライアンスの徹底に向けて社内に構築した体制を有効に機能させるため、企業倫理・企業行動規範の浸透・定着状況を定期的にチェック・評価し、さらなる改善に向けて努力する。

《具体的アクション・プランの例》

- (1) 各職場の責任者等が、職場の行動規範遵守状況および企業倫理推進状況等を企業倫理委員会・担当部署等に定期的に報告する制度をつくる。
- (2) 従業員の倫理意識、行動規範の遵守状況に関するアンケート調査やヒアリング調査を定期的実施する。
- (3) 経営トップと従業員との意思疎通の円滑化を図るべく、社内懇談会等を実施する。
- (4) 事業内容の専門化、高度化に伴う不正や不祥事発見の遅延防止のため、部門間のより一層の交流を図り、企業行動に関し、相互牽制を行える体制をつくる。
 - ①部門間会議の場で相互チェックする。
 - ②管理部門と現場部門の間での意見交換の場を拡大する。
 - ③人事ローテーションを活発化する。
- (5) 企業倫理監査(内部監査部門、監査役、第三者等)を実施し、経営トップに報告する。
- (6) 社会的なニーズ等を把握し、企業行動が社会的常識から逸脱したものにならないよう、企業行動に対する社外からのチェックを受ける。
 - ①経営トップと有識者、消費者団体等との間で、意見交換のための定期的な懇談会を実施する。
 - ②お客様相談窓口等、消費者の声を経営に活かすシステムの設置・強化する。
 - ③社外監査役、社外取締役等によるチェックを実施する。

【条文全体の関連資料】

- 「企業倫理徹底のお願い」 2003年 日本経団連
「企業不祥事への取り組み強化について」 2002年 日本経団連
『企業活動報告の新たな動き』 2002年 経済広報センター
『「企業の社会的責任」に対応するための社内体制の構築』 2002年 Business for Social Responsibility (翻訳:CBCC)
「わが社の企業行動指針」 1997年3月～2002年4月 月刊KEIDANREN掲載